

# ネットワーク・ニュース NO.61

2022年11月4日発行

発行 心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク

連絡先 板橋区板橋 2-44-10-203 ヴァンクール板橋 北部労法センター気付

Fax：03-3961-0212

郵便振替口座 00120-6-561043 加入者名 予防拘禁法を許すな！ネットワーク

Nov. 2022

## 目次

11月全国集会案内	1P
7月全国集会・池原講演サマリー	3P
精神保健福祉法改正案と国連勧告の乖離	5P
ジュネーブ訪問記	9P
総行動報告	10P
事務局より	12P

## 11・27全国集会案内（Zoom参加有り）

■日時：11月27日(日) 14:00 ～ 16:30 (13:45 開場)

■場所：北とぴあ 16階 1601号室

(南北線 王子駅 5番 /京浜東北線 王子駅 北口  
/都電荒川線 王子駅前)

■講演：講演：「強制入院廃止へ」国連勧告を受けて－障害者権利条約審査報告－

■講師：東奈央さん（弁護士、認定NPO法人大阪精神医療人権センター理事）

・講演後には質疑応答の時間があります。

■その他の発言を予定

■参加費：500円

●関東地方以外から参加の精神障害当事者には5000円の交通費補助があります

- 共同呼びかけ：心神喪失者等医療観察法をなくす会／国立武蔵病院（精神）強制・隔離入院施設問題を考える会／認定NPO大阪精神医療人権センター  
／心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク
- 連絡先：心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク  
（東京都板橋区板橋 2-44-10-203 北部労働者法律センター気付け  
FAX:03-3961-0212）

\* ZOOM での集会参加をご希望の方は、11月25日までに

kansatuhou20@gmail.com 宛、下記の事項を記載して申し込んでください。

1. 名前（必須）
2. 連絡先メールアドレス（必須）：ZOOM 集会参加に必要な情報をお知らせします。
3. 電話番号 ZOOM 関係の調整用電話番号
4. 所属（あれば）

★ ZOOM 参加に慣れていない方は、当日、30分前くらいからアクセスして接続を確認していただけます。

★ 財政難の折、ZOOM 参加の方はカンパの振り込みにご協力ください。

カンパ振込先：郵便振替口座 00120-6-561043

加入者名 予防拘禁法を許すな！ネットワーク

注）摘要欄に「1127 全国集会」もしくは「Zoom」と必ずご記入ください

医療観察法は施行から 18 年目になります。その間、法務省・厚労省は札幌刑務所敷地に北大病院の医療観察法入院機関を新設（本年 4/1 開設）するなど、「医療観察法は医療法」というそれまでの強弁をかなぐり捨て本来の目的の保安処分性を露わにするに至っています。入院（ガイドライン基準 18 ヶ月）は 19 年で「全国平均 31 ヶ月程度」、入院機関は予定 800 床を超え 850 床（22/4/1）で更に増加中、通院機関も年々増加の一途、自殺者は 16 年で 70 人、「この 15 年間でこの制度は国民にほぼ定着した」（日本精神科病院協会常務理事松田ひろし）等々、これが医療観察法の現状です。先の国会では本格的な予防刑法－保安処分体制構築を狙う刑法・更生保護法等の大改悪が強行されました。

このような状況下で、日弁連 21/10/15 第 63 回人権擁護大会は「精神障害のある人の尊厳を確立する決議」を採択し、国連障害者権利委員会は 9/9 に精神医療について強制入院を差別とし直ちに撤廃を求める対日勧告を出しました。

私たちは、7/24 集会で日弁連 21 年「決議」を中心に池原毅和さんから講演「日本の強制医療を変える新たな闘いへ」を受け、11/27 集会で東奈央さんから国連勧告についての講演をいただきます。今集会を医療観察法廃止の闘いの強化に向けた私たちの決意を共有することができる場にしたいと思います。ご参加を訴えます。

7 月全国集会報告

池原講演サマリー 2022 年 10 月 23 日 弁護士 佐々木信夫

2021 年 10 月、日弁連主催の人権擁護大会において、精神障害のある人の孫滅の確立を求める決議が採択され、その中で強制入院廃止に向けたロードマップも採択されたので、それについて以下説明する。

どうやって、いつまでに、強制入院が廃止できるかを示すロードマップだ。

骨子は、1. 被害の検証と救済法の制定、2. インフォームドコンセントの徹底・強制的廃絶、3. インクルーシブな社会で生活する権利の確立、である。これによれば、病床転換施設などはダメで、何十人も障害者が住んでいるような住宅もダメだ。4. パリ原則に基づく人権機関の確立。日本の裁判所はいわゆるアメリカ型だが、裁判所だけでは人権は守れない。

「強制入院をなくすべきか？」ではなく、「いつまでに、どうやってなくすか？」を問うのがロードマップだ。権利条約はすでに「なくすべき」と言っているわけで、条約に従わないということはありえないはずだ。

「健康の権利に関する特別報告官」（リトアニアのドクターだ。）は、適切な指標と基準による監視を言っている。精神保健に費やされる費用は身体の健康に費やされる費用の 10 分の 1 だ。平等な権利に根差したサービスへの平等なアクセスを導くロードマップを備えるよう言っている。即座の計画が必要と言っている。

富士山の登山に例えると、強制廃止が頂上だとすれば、現状 5 合目まででいいと思う人もいるだろう。「頂上まで登らない人は一緒に登らない」と言う必要はない。そもそも我々は登り始めてもいないのだ。日弁連は頂上を目指す、多くの人も入院が多すぎることは一致している。ふもとで足踏みしているだけではだめだ。

ロードマップの全体像を見ると、強制入院が減り、社会資源が増えることが示されている。1035 年が最終目標だ。これは条約批准より 20 年目となっている。2035 年には強

制入院は廃止されていることとなっている。生活の一部を支えるものとしての医療ということになる。

行程は短期、中期、長期に分かれている。

短期は3年で、1991年の国連原則を満たすのが目標だ。91年原則は時代遅れでさえあるが、まだ日本は到達していない。これだけでも10万人は入院者が減少する。OECD平均の4倍多い措置入院・医療保護入院を絞り込む。2025年までに、当所の方の立場を実現する。すなわち、民間病院への入院を例外化するということだ。国公立病床が2万床くらいだから、これで8合目くらいまで到達する。ここまで絞り込んで、こういう人たちをどうしたら地域に戻せるのか？見えてくるはずだ。

8合目くらいまで皆で一緒に行ってみる。2030年から最終登頂を目指す。

ここから以降の話は「なぜなくすのか？」という附属的な話になる。

治療というワードが良い意味になって、負の側面に気付かないようにさせている。

今回1000人からアンケートを取ったが、80パーセントの人たちが、悲しい、辛い、悔しいと言っていて、50パーセントの人たちがトラウマとなったと言っている。「人を信じられなくなった。」「死にたくなった。」「人権を侵害された」などの切実な自由記載がある。

特別報告官の話に戻ると、「権力のアンバランス、スティグマと差別をなくすためのラディカルな行動」が求められている。

精神医学のエッセンスに、「生物医学還元主義」がある。これは、脳のシナプスを修復すれば治るといような単純化された考え方で、これによって強制は正当化されている。つまり、有効な治療を拒む者は非合理的であるとか、心理社会的対応の無効かなどを帰結する。これらによって医師と患者の権力の不均衡や、ラポール形成の失敗、社会資源の貧困化がもたらされる。

ロバート・ウィタカー著『心の病の「流行」と精神科治療薬の真実』が参考になる。ここには新薬が出るほど患者が増えていく実態が示されている。

オープン・ダイアログは、こういった生物医学還元主義へのアンチ・テーゼとなっている。これは危機的状况において1週間くらい訪問して話し合うという取り組みだ。入院期間短縮、服薬不要、再発の軽微化などの効果が言われているが、大規模なエビデンスがないことが残念だ。

強制的な治療性などについては、「一般的意見1号」を参照されたい。

ハンセン病問題の裁判では、その被害を「人生被害」とまで言っている。全面的な人権侵害だということだ。我々は、精神医療問題においても見て見ぬふりをしないという、

自己反省に立っている。

WHOは、法律や人権を離れた健康のための組織だが、このWHOさえ精神医療の非人間性、不平等、虐待を訴え始め、クォリティーライフということを言い始めている。

入院をコントロールできるというのは幻想だ。日本でいくらマイナーチェンジがなされてきたとしても、いったい何が達成されたのか？何も変わっていない。我々はそのような歴史的反省に立つべきだ。要するに、「適切なコントロール」など幻想であって、我々は30年前の基準さえ達成できていない。人権侵害の無い国はないという現実。強制入院を廃止しない限り、人権侵害はなくなる。

拷問や検閲は絶対に禁止されるが、それと同じく絶対に許されないカテゴリーを作るべきなのだ。適正手続きという考え方も絶対ではないのだ。強制は予測に基づくものであり、本来、利益衡量は使えないはずだ。刑事事件では過去の事実の検証が問題となるが、危険性にはエヴィデンスはないということだ。ここには適正手続きは妥当しないのだ。

セパレート・パラレルトラックということが言われている。これは障害者と健常者の分断、別々の行路を言い表している。我々はそのような社会を作ってきたのだ。以上

## 精神保健福祉法改正案と国連勧告の乖離

弁護士 池原 毅和

### はじめに

表1は2022年10月開催の臨時国会に上程された精神保健福祉法の主な改正点を、同年9月に国連の障害者権利委員会の日本に対する総括所見の精神医療福祉に関連する勧告と対比したものである。

日本に対する総括所見のもっとも重要な点は、強制入院と特別支援教育の廃止であり、そこに共通するのは人間の差異と多様性を尊重し、多様な人々が地域社会の中で平等に人生を送ることを保障することである。強制入院と特別支援教育は差別的な制度的、物理的な枠の中に障害のある人を囲い込んで排除し、その対象とされた人が地域社会でさまざまな人々と出会い、学業や仕事、結婚や社会的活動への参加など「人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性」(ハンセン病国賠訴訟判決)を奪っ

てしまう。障害者権利条約は前世紀の深刻な負の遺物である両制度の廃止を明確に求めている。日本は障害者権利条約の締約国の中でも突出して強制入院を多用し続けているのみならず、その数は増加している。隔離拘束も過去 10 年間に 2 倍に増加している。特別支援教育についても同様である。逆走する日本を 2028 年の次回審査までにどのように変えることができるかが問われている。

### 強制入院・強制治療

医療においてはインフォームドコンセントを貫徹して強制力を用いないこと、精神障害のある人に特化した差別的な法的枠組みを撤廃することという明確な方向性が法改正案に示されており、今回の医療保護入院の小手先の変更案が医療保護入院の廃止に向かって、入院者を減少させていく立法目的のもとに提案されているのか不明である。入院期間の制限は更新を許さないものであれば入院を抑制する効果があるが、改正案程度の要件で更新を認めるのであれば原則更新になってしまうだろう。改正案の入院期間の制限が医療保護入院の縮小に効果を発揮することはほぼ期待できない。

家族等が同意・不同意をしない場合に市町村長の同意を家族同意に代えることができるとする改正も、家族負担の軽減やさまざまな事情から家族の同意を確認できないが入院医療は必要と考えられる場合に医療保護入院が行えるようにすることにはなるが、医療保護入院を縮小するよりは拡張する方向に向かう改正になる。必要な医療へのアクセスは、関係者にとっては手っ取り早く便利な方法である強制に頼るのではなく、人間的で地道な人との日常的な信頼関係の構築していくことで守らなければならない。強制は人を傷つける措置である。総括所見は「インフォームドコンセントを確保し、地域社会で必要な精神保健支援とともに自立した生活を育むこと」を求めている。

入院告知文書に理由を付記する案もまやかしの近い。従来から患者に渡される書面は形だけの三行半の記述ばかりである。理由を示すなら医療保護入院者の入院届や診療録を開示するほうがよほどよくわかる。それらの開示をせずに体裁だけを整えた「理由」が記載された告知文書が免罪符になるわけではない。

身体拘束については法律ではなく厚生労働省告示で重大な人権制約を認めるという法治主義の潜脱という問題がもともとあるが、現行告示では顕著な多動・不穏が直接に生命に危険を及ぼす場合が想定されていたが、改正案では多動・不穏な状態が治療の困難性を招き、治療の困難性が生命の危険を招く場合が含まれる可能性がある。あるいは、多動・不穏とは別の理由で治療の困難性があり、そのために生命危険がある場合で、単に多動・不穏が顕著でもある場合も含まれる危険性がある。さらに、そもそも治療の強制は許されず、現行精神保健福祉法もそれを許容していないにもかかわらず、多動・不

穏のために治療が困難な場合に身体拘束を認めることは、身体拘束によって体動を抑制して治療を強行することを認めたものとする解釈の余地さえ与えてしまう。告示改正は障害者権利条約からも精神保健福祉法からも許されない。措置入院については微々たる改正にとどまっており、根本的に措置入院を縮減していく立法意図は全く窺えない。むしろ、措置入院制度を安定した法制度として温存させる意図さえ感じさせる改正案である。

虐待及び権利擁護制度においては、過去35年余りの精神医療審査会の機能を振り返れば、独立した監視機関ではなく効果的な被害救済措置を図れるような機関でなかったことは明らかである。虐待に対する身近な市町村の役割を除外した点は簡易な通報と効果的な被害救済の観点から問題があり、加害者の訴追と処罰を明確化していない点も不十分である。また、精神保健福祉法に虐待に関する条項を定めることは、精神保健医療法制を他から分離した独自の制度として温存させる方向に向かうものであり、障害者権利条約が求める方向に逆行するものでもある。

地域生活については、地域生活支援拠点が緊急時対応の役割を果たすことにより、強制入院への前哨拠点化することが危惧される。長期入院者を地域に復帰させていくための社会資源をいつまでにとどれだけ増やしていくか、自立した生活を支えるための社会資源がどのようなものであるべきかの視点はまったく見られない。

改正法案では、法の目的に障害者基本法と障害者総合支援法の理念と役割を加えて権利擁護を加えつつも精神衛生法から引き継がれた「医療及び保護」を法目的に残しており、撞着した欺瞞的な法構造をはしなくも示している。



	国連勧告	精神保健福祉法改正案
強制入院 強制治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>★強制入院条項の廃止</li> <li>★強制治療と非人間的扱いをもたらす条項の廃止</li> <li>★インフォームドコンセントの確保</li> <li>★精神保健医療を一般医療から分離する制度の解体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★入院告知文書に理由付記</li> <li>★医療保護入院は 6 か月以内で省令所定の期間内の期間設定し入院させる。更新可（33条1項充足+地域生活移行委員会審議+家族等の同意=省令所定の期間内の期間設定）</li> <li>★家族等が同意・不同意しない場合の市町村長同意</li> <li>★告示130号に多動・不穏が顕著で、かつ、治療困難で、放置すれば生命にまで危険が及ぶおそれが切迫を付加。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>★効果的な独立した監視機関の確立</li> <li>★精神科病院における残虐な、非人道的、品位を傷つける取り扱いの簡易な通報方法と効果的な被害救済措置の確立</li> <li>★加害者の確実な訴追と処罰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★措置入院決定についての知事からの精神医療審査会審査の必要的申立</li> <li>★措置入院者退院後生活環境相談員</li> <li>★入院者訪問支援事業</li> <li>★管理者の虐待防止措置義務</li> <li>★虐待通報義務と不利益取り扱い禁止</li> <li>★都道府県知事の報告聴取。改善命令等</li> </ul>
地域生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>★無期限の入院の廃止</li> <li>★自立した生活</li> <li>★GH を含め特定の生活様式を強いられないこと</li> <li>★自分の生活の選択とコントロールができること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★GH から居宅生活への移行支援と移行後の定着相談</li> <li>★市町村の基幹相談支援センターの努力義務化</li> <li>★地域生活支援拠点（緊急時対応・地域移行の拠点）</li> </ul>
精神保健福祉法の目的・役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>★あらゆる介入は障害者権利条約が定める人権と締約国の義務に基づくものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★障害者基本法の理念にのっとり権利擁護を図りつつ医療及び保護を行う</li> <li>★障害者総合支援法と相まって自立・社会復帰・社会経済活動参加の促進の援助</li> </ul>



国連障害者権利条約日本審査傍聴

## ジュネーブ訪問記

関口明彦（ネットワーク）

8月16日の夕刻成田空港をエディハド航空のアブダビ行きのボーイングで出発。空港で列に並んでいた時に「警官だけどどちらまで行くんですか？」と声をかけられた。

エディハド航空はアラブ首長国連邦（UAE）のアブダビに本拠を置く国営の航空会社だ。全国「精神病」者集団の3人と一緒だ。一番安いチケットなので乗り継ぎとその為の待ち時間が多い。アブダビからチューリッヒに飛んでジュネーブ行きに乗り換える。どの空港もとんでもなく広いので中での移動が大変だ。狭いエコノミーなので最後の頃は叫びだしたくなる気分襲われた。ソニーヘッドフォンのアクティブノイズキャンセリング機能は素晴らしく飛行機エンジン音がほとんど気にならない。乗り換える度にセキュリティチェックがある。

スイスは全てのコロナ規制を撤廃しているのでジュネーブに着いてみるとほとんどの人がノーマスクだ。ホテルは空港に近いアイビスバジェット。トラムですぐだ。

19日国連でマスコミや政府関係者抜きの市民社会のプライベートブリーフィング。レマン湖のほとりの大噴水の近くには何回も行くことになったが近くに美味しいジェラートの売店がある。私以外はジュネーブ2度目なので慣れたものだ。

ジュネーブ空港でsimカード（携帯にsimロックがかかっていると使えない）を買った。これで通信手段が確保出来る。通信にはラインを使う。街はフランス語。メニューもフランス語なので往生した。チーズとワインは確かにおいしいがやはり値段が高いものほど美味しくなるのは世界共通。

21日の日曜日にJDFと日弁連の共催でホテルの会議室を借りて障害者権利委員へのロビーイング。月曜日と火曜日が本番の日本政府審査だ。委員から政府に質問が投げられて日本政府の担当部署が答える。この問答を建設的対話と呼ぶ。全国「精神病」者集団が詳細な記録をホームページに上げてある。夕ご飯はパブレストランで集まって食べる。大抵は道路に張り出しているテラスだ。チーズフォンデュとミートフォンデュは仲間が探した店に食べに行った。物価はやはり高い。

ジュネーブの国連＝パレデナシオンはニューヨークのより規模は小さいが近くにILOやWHOなど多くの国際機関がある。ホテルの傍に大きな複合商業施設がありスーパーマーケットも入っているのだが広すぎて閉口した。しかも営業時間がかなり短か

つ不規則だ。

帰りの飛行機はジュネーブ→アブダビ→インチョン→成田 だがインチョンで 20 時間以上の待ち時間があった。帰りの空港では車椅子を使わせてもらった。何しろ空港広すぎなので歩けなくなるのだ。よく行ってこれたものだと思う。面倒を見てくれた仲間に大感謝だ。

## 安倍の超法規的国葬戒厳糾弾！

### 戦争・治安・改憲 NO! の闘いへ

戦争・治安・改憲 NO! 総行動 石橋新一

今夏、私たち総行動は、参院選圧勝を受けた岸田の戦争・治安・明文改憲策動への突進に身構えていた。参加各団体は米韓合同演習反対米大使館抗議や大軍拡、刑事手続き IT 化など治安法、精神保健福祉法改悪反対などの討論会を相次いで開き、反撃態勢を整えようとしていた。その最中で安倍国葬・統一教会問題噴出！ 私たちは急遽 7 月 19 日に国葬反対、安倍国葬反対、岸田の政治利用反対を掲げて「国葬反対！安倍元首相の死を悼まない！実行委」を結成し、リーフ配布を始めると同時に、9 月 23 日国葬反対銀座デモ、27 日武道館へのサウンドカー付きデモを呼びかけた。

### ■強行された弔意強制！ 都心を埋め尽くす異様な警備！

安倍国葬は「国論 2 分」のなか、各官庁での半旗掲揚や授業短縮・オンライン授業など弔意を強制し、弔問外交が画策されたが、ほぼ失敗した。東京 23 区のうち、庁舎や公共施設で半旗を掲げたのは 8 区、区民や職員に黙とうを求めたところはなかった。G7 のカナダ首相は欠席、ハリス米副大統領は、米軍機で横須賀基地を視察後、米韓合同軍事演習最中の韓国へ早々と飛び去った。

その中で際立ったのが 2 万人の警察、自衛隊による厳戒態勢である。自衛隊は 7 月の家族葬への儀仗隊参列に続き 1390 人も動員（戦後、首相経験者の家族葬に儀仗隊が参列したのは初めて）、露木警察庁新長官は“組織的な背景のない個人による違法行為が懸念されるなどとした上で、警察の威信をかけて本警備を完遂する”と訓示して全国動員、警視庁は最高警備本部を立ち上げた。国葬前日の 26 日、武道館周辺の警備態勢は約 2 万人と最高レベルで、水難救助隊による濠あるいは爆発物を探知する警備犬がマンホールや側溝のフタを開けて中をチェックし、不審物がないことを確かめるとシールを貼っていくドタバタぶり。

国葬当日の厳戒は、19 年代替り、21 年東京五輪警備を踏襲して陸・空・海の総合警備、そして武道館・迎賓館を中心にゾーン・ディフェンスで固め、交通検問や駅・空

港巡回で“不審者”探しをするという態勢で強行された。全国警察を含め異例の2万人規模で厳戒態勢を敷き、会場周辺沿道には制服警官が立ち並び、歩道からの飛び出しを防ぐため大量のマイクロバスを沿道にずらりと並べ、ビルの屋上や濠に浮かべたボートからも監視、献花者の手荷物検査も強行した。VIPを送迎する時は、沿線にある首都高速を見下ろせるすべてのビルの屋上に1人以上の警察官を配置し、各部屋に首都高速側の窓を閉めるように指示が出されたという。そして警察は、国葬警備の主なポイントの一つに「抗議デモの過熱化」をあげていた。「過激化」ではなく「過熱化」とは聞きなれないが、要は厳粛さを損なう行為は治安秩序紊乱と見なすということだ。自衛隊に続いて警察は、デモを危険視している。

### ■27日国葬当日、多様なデモ参加者600人が武道館近くで抗議！

安倍国葬は様々なグループの創意をこらしたスタンディングの波に見られるように「草の根」の怒りに火をつけた。デモは23日の銀座デモが集会300人・デモ250人、平日で参加を心配していた27日当日はなんと600人（いずれも申請80人）！次々と公園に集まってくる。そして韓国を始め多くの報道陣が見守る中、飛び入りも含め多彩なりレートーク集会。宣伝カーを先頭に九段下交差点にゆっくりと向かう600人のデモ隊は警察の分断を許さず1梯団で、最後尾にサウンドカー。神奈川県警や右翼の妨害をはねのけ、武道館に向けて「国葬やめろ」の抗議の声を叩きつけた。労働者民衆のアモルフな怒りをなめるな！

攻防は始まったばかりである。統一協会まみれの岸田政権は10月3日からの臨時国会の上程法案数を絞って数の力で乗り切り、一方で11月の大規模な日・米・韓合同軍事演習、12月新国家安全保障戦略閣議決定などを通じて戦争・治安管理国家を確立しようとしている。共に反撃に転じよう。

○11月6日（日）日米韓合同軍事演習反対！防衛省デモ（14時、市ヶ谷外濠公園集合）

○11月24日（木）国会行動（10～12時、衆院第2議員会館前、総行動）

○12月4日（日）新宿アルタ前情宣13時より（防衛関係）

○12月4日（日）文京区民センター18時より集会

「プロセスの中の台湾一米中対立と東アジア冷戦から見る」  
丸川哲史さん（明治大学教授）

**☆事務局より**

●ニュース発行は印刷代のほかに郵送代がかさみます。生活が厳しい方もたくさんいらっしゃると思いますが、可能な方で支援して下さる方は、表紙の郵便口座に振り込みをお願いします。ネットワーク会費は年間一口500円です。カンパもよろしくおねがいします。

●メールアドレスをお持ちの方は、財政的に運営が厳しい中、ネットワークニュースのメールでの配信にご協力をお願いします。メール配信に切換えて戴ける方、郵送を止めてもよい方は、nyajira@yf7.so-net.ne.jp 配信担当 宛ご連絡ください。

●住所変更がありニュースを引き続き購読の方、ニュース不要の方は、ファックス・郵送でご連絡ください。

○ネットワーク定例会議は東京都内で開いています。参加ご希望の方は郵送でお問い合わせください。

